

沿道区域及び届出対象区域の告示（案）の概要

1 告示の趣旨

防災上重要な路線について、災害時の通行の確保に資することを目的として、東北自動車道八戸北インターチェンジから長根公園までの区間の国道及び県道を道路法上の沿道区域及び届出対象区域として区域指定を行うこととなり、今回、県道部分を指定するための告示を行います。

2 告示の内容

(1) 沿道区域の指定

- ・路線名：県道妙売市線
- ・区間：八戸市根城一丁目14-8から同市根城四丁目1-29
- ・延長：217メートル
- ・道路法第44条第3項の規定による措置の対象：電柱

(2) 届出対象区域の指定

- ・区域の存する土地の所在：沿道区域と同一
- ・区域に接続する道路の路線名：県道妙売市線
- ・工作物：電柱